

岩手県告示第 945 号

人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年岩手県条例第 22 号）第 6 条の規定により、岩手県の人事行政の運営等の状況について、次のように公表する。

平成 18 年 9 月 29 日

岩手県知事 増 田 寛 也

人事行政の運営等の状況の公表

目次

- 第 1 人事行政の運営の状況
 - 1 職員の任免及び職員数の状況
 - (1) 職員の任免
 - (2) 職員数
 - 2 職員の給与の状況
 - (1) 人件費の状況
 - (2) 職員給与費の状況
 - (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況
 - (4) 職員の初任給の状況
 - (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況
 - (6) 一般行政職の級別職員数の状況
 - (7) 昇給期間短縮の状況
 - (8) 給与水準の状況
 - (9) 職員の手当の状況
 - (10) 特別職の報酬等の状況
 - 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
 - (1) 勤務時間
 - (2) 休息時間・休憩時間
 - (3) 週休日・休日
 - (4) 休暇
 - (5) 育児休業
 - 4 職員の分限及び懲戒処分の状況
 - (1) 分限制度の概要及び処分の状況
 - (2) 懲戒制度の概要及び処分の状況
 - 5 職員のサービスの状況
 - 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
 - (1) 研修の概要
 - (2) 勤務成績の評定の概要
 - 7 職員の福祉及び利益の保護の状況
 - (1) 安全衛生管理
 - (2) 職員の健康管理
 - (3) 職員互助団体への補助
 - (4) 利益の保護の状況
- 第 2 岩手県人事委員会からの平成 17 年度における業務の状況の報告
 - 1 職員の競争試験及び選考試験の状況
 - (1) 競争試験の実施状況
 - (2) 選考試験の実施状況
 - 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況
 - (1) 報告の概要
 - (2) 勧告
 - 3 勤務条件に関する措置の要求の状況
 - 4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

第 1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数の状況

(1) 職員の任免

ア 職員の採用

平成 17 年度に新たに採用された一般職の職員及び新たに再任用された職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	合 計	一般行政職	警察職	教育職	技能労務職	医療職その他の職
新規採用	575	58	101	192	0	224
新規再任用	15	11	0	0	4	0

注 新規採用には、国や他団体との人事交流に伴う採用を含みます。

イ 職員の離職

平成 17 年度に離職した一般職の職員及び再任用を満了した職員の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分		合 計	一般行政職	警察職	教育職	技能労務職	医療職その他の職
離職	定年退職	424	90	29	198	10	97
	その他	813	132	53	359	4	265
再任用の満了		9	8	0	0	1	0

(2) 職員数

ア 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成18年	平成17年		
一般行政部門	議会	35	35	0	
	総務	711	728	△17	振興局再編に伴う事務の見直し
	税務	213	218	△5	
	民生	388	402	△14	振興局再編に伴う体制の見直し
	衛生	566	600	△34	業務プロセス等の改善
	労働	156	152	4	雇用対策業務の増
	農林水産	1,526	1,650	△124	公共事業の一元化
	商工	164	207	△43	工業技術センターの地方独立行政法人化
	土木	872	847	25	公共事業の一元化
	小計	4,631	4,839	△208	
特別行政部門	教育	13,995	14,239	△244	児童、生徒数の減少
	警察	2,389	2,389		
	小計	16,384	16,628	△244	
公営企業等会計部門	病院	4,703	4,753	△50	配置職種の見直し
	その他	153	159	△6	企業局業務の見直し
	小計	4,856	4,912	△56	
合 計		25,871 (27,990)	26,379 (27,967)	△508 (23)	

注 括弧内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況

(平成18年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	31人	593人	1,651人	2,431人	3,160人	3,440人	3,517人	3,287人	2,998人	1,944人	2,768人	51人	25,871人

ウ 定員適正化計画の数値目標（知事部局）

(ア) 定員適正化目標（数・率）

計画期間		数値目標
始 期	終 期	平成15年度現員数の8%（400人）の純減
平成16年4月1日	平成19年4月1日	

(イ) 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

区 分	平成15年 (計画前年)	平成16年 (1年目)	平成17年 (2年目)	平成18年 (3年目)	平成16～18 年計	(参考)平成 16～19年度 数値目標
減員数		△106	△133	△157	△396 (99.0%)	△400
職員数	5,013	4,907	4,774	4,617	△8%	△8%

注1 計画期間は、平成16年度から平成19年度までの4年間です。

2 「(%)」の数値は、数値目標に対する進捗率を示します。

2 職員の給与の状況

県では、厳しい県財政等を踏まえ、職員給与費を抑制する特例措置を実施しています。具体的には次表に掲げるとおりです。

	抑制措置	対 象	内 容
特別職	給料月額の変額	知 事	平成17年4月～7月 50%減額 平成17年8月～平成19年3月 15%減額
		副知事・出納長	平成17年4月～6月 20%減額 平成17年7月～平成19年3月 10%減額

一般職	給料の特別調整額（管理職手当）の減額	部長・室長級	平成17年4月～平成19年3月 25%減額
		総括課長級	平成17年4月～平成19年3月 15%減額

(1) 人件費の状況

県の職員は、知事、副知事及び出納長等の特別職の職員と一般職の職員とに区分されています。平成17年度中にこれらの職員に支払われた人件費の総額は2,068億5,635万3千円で、県の歳出総額の29.4パーセントです。

(普通会計決算見込額)

区分	住民基本台帳人口(平成17年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A	(参考)平成16年度の人件費率
平成17年度	1,388,164人	千円 704,105,704	千円 1,981,637	千円 206,856,353	% 29.4	% 29.3

注 人件費には、知事などの特別職の職員に支給される給料又は報酬、一般職の職員に支給される給料及び諸手当のほか、共済組合負担金、退職手当、恩給及び退職年金、災害補償費などが含まれています。

(2) 職員給与費の状況

平成18年度の一般職の職員21,790人の給与費の予算額は1,534億6,123万5千円で、1人当たりの給与費は704万3千円です。

区分	職員数A	給与費				一人当たり給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	
平成18年度	人 21,790	千円 96,497,850	千円 17,933,736	千円 39,029,649	千円 153,461,235	千円 7,043

注 職員手当には、退職手当及び児童手当は含まれていません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

一般行政職、警察職、高等学校教育職、小・中学校教育職及び技能労務職の職員の平均給料額等は、次のとおりです。
(平成18年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	円 351,368	円 411,756	歳月 42 1
警察職	円 363,812	円 481,914	歳月 42 1
高等学校教育職	円 389,049	円 486,815	歳月 42 8
小・中学校教育職	円 394,615	円 463,006	歳月 42 5
技能労務職	円 326,009	円 362,512	歳月 46 1

注1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在におけるそれぞれの職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当(期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除く。)の額を合計したものです。

3 これらの額は、平成18年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

(4) 職員の初任給の状況

学校卒業後直ちに職員に採用された場合の初任給と採用後2年を経過した時点での給料月額は、次のとおりです。

(平成18年4月1日現在)

区分		岩手県		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	円 170,200	円 180,400	円 (I種) 183,800 (II種) 170,200	円 192,600 178,600
	高校卒	円 138,400	円 145,400	円 138,400	円 144,100
警察職	高校卒	円 156,200	円 166,400	円 156,200	円 164,600
高等学校教育職	大学卒	円 190,500	円 200,800		
小・中学校教育職	大学卒	円 190,500	円 200,800		
技能労務職	高校卒	円 135,600	円 142,700	円 135,600	円 141,500

注1 高等学校教育職、小・中学校教育職については、国に該当職がありません。

2 採用後2年を経過した時点の給料月額が異なるのは、昇給月が異なることによるものです。1年間に昇給する号数は、国と同じです。

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

経験年数が10年、15年及び20年のそれぞれの職員の平均給料月額は、次のとおりです。

(平成18年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
----	---------	---------	---------

一般行政職	大学卒	262,006	351,098	398,897
	高校卒	217,342	272,677	352,900
警察職	大学卒	278,739	331,707	405,923
	高校卒	246,500	295,323	369,880
高等学校教育職	大学卒	296,403	352,995	397,597
	高校卒	228,225	263,433	329,385
小・中学校教育職	大学卒	298,495	357,541	396,143
	短大卒	269,800	332,243	380,753
技能労務職	高校卒	220,250	253,900	279,900

注1 「経験年数」とは、卒業後直ちに採用された場合は採用後の年数を、採用前に民間歴等のある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

2 これらの額は、平成18年地方公務員給与実態調査に基づくものです。

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

職員は、従事する職務の複雑、困難及び責任の度合に基づき、その適用される給料表に定める級に格付けされることになっていますが、行政職給料表が適用される一般行政職の職員の級ごとの標準的な職務内容、その職員数及び構成比は、次のとおりです。

(平成18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
		人	%	%	%
1級	主事、技師	485	9.5	2.5	3.3
	主事、技師			8.5	9.2
2級	主事、技師	738	14.4	15.0	16.6
3級	主任、主査	903	17.6	9.4	8.2
	主任、主査			5.4	6.8
4級	主査、主任主査	1,442	28.1	29.2	26.4
5級	主任主査、本庁の担当課長	1,072	20.9	20.5	20.6
6級	本庁の担当課長、本庁の総括課長	175	3.4	3.8	3.5
7級	本庁の総括課長	236	4.6	4.3	4.0
8級	本庁の室長	57	1.1	1.1	1.1
9級	本庁の部長	14	0.3	0.3	0.2
10級	本庁の企画理事	1	0.0	—	—
合計		5,123	100.0	100.0	100.0

注1 「標準的な職務内容」は、それぞれの級に該当する代表的な職名を掲げています。

2 「職員数」は、一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

3 平成18年4月1日から給料表の級構成が11級から10級に変更されています。

(7) 昇給期間短縮の状況

職員の昇給期間短縮の状況は、次のとおりです。

区分		代表的な職務					
		一般行政職	警察職	高等学校教育職	小・中学校教育職	技能労務職	全職種
平成17年度	職員数 A	5,252	2,069	3,890	8,618	434	26,378
	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数 B	787	310	583	1,292	65	3,956

	比率 B/A	%	%	%	%	%	%
		15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0

(8) 給与水準の状況

当該団体の給与水準を他の団体や国と比較する方法としてラスパイレス指数による方法がとられています。このラスパイレス指数は、比較団体相互間の職員構成を同一にして、職種別、学歴別及び経験年数別に区分した職員数と平均給料月額を用いて算出するものです。

国を100とした場合の平成17年4月1日現在における本県職員のラスパイレス指数は、100.5です。

(9) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

(平成18年4月1日現在)

1人当たり平均支給額（平成17年度）	1,756千円		
平成18年度支給割合	6月期	期末手当 1.4月 (1.2月)	勤勉手当 0.725月 (0.925月)
	12月期	1.6月 (1.4月)	0.725月 (0.925月)
	計	3.0月 (2.6月)	1.45月 (1.85月)
加算措置の状況（職制上の段階、職務の級等による加算措置）	有 ※ 一般行政職の加算率 3級 5% 4、5級 10% 6、7級 15% 8、9、10級 20%		

注1 括弧内は、特定幹部職員(本庁の部長、室長等)に係る支給割合です。

2 支給割合及び加算措置の内容は、国と同じです。

イ 退職手当

(平成18年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勤続・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
一人当たり平均支給額	4,877千円	27,169千円
その他加算措置	定年前早期退職者特例措置(2%~40%の割増し) 国は2%~20%の割増しです。	

注1 支給率は国と同じですが、定年前の早期退職者の特例措置については、職員構成の年齢による偏りの平準化及びより一層の新陳代謝の促進による組織の活性化を図るために実施しているものであり、その割増率は、国の割増率を上回るものとなっています。

なお、国を上回る措置については、平成18年度末までの措置です。

2 1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算見込み)		34,015千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算見込み)		515,378円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京	13%	17人	13%
名古屋・大阪	11%	8人	11%
福岡	7%	3人	7%
札幌・仙台	3%	1人	3%

注 医師及び歯科医師の支給率は11%です。

エ 時間外勤務手当

	平成16年度決算	平成17年度決算見込み
支給実績	2,752,639千円	2,537,510千円
職員1人当たり平均支給年額	399千円	395千円

オ 特殊勤務手当

(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度決算見込み)	899,194千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算見込み)	105,688円
職員全体に占める手当支給職員の割合	45.9%

手当の種類 (手当数)			49
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴税手当	総務部税務課、振興局税務部、東京事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収に関する業務	月額 給料月額 ^の 10/100 (最高限度20,000円)
防疫等作業手当	防疫に従事する職員、県立病院等に勤務する医師、看護師等	感染症等の疑いがある家畜に対する防疫作業、犬の捕獲、処分、薬殺の作業、病棟において行う結核又は感染症の患者の診療、看護等の業務	日額 210～380円
と畜検査等手当	と畜検査員又は食鳥検査員	と畜検査、食鳥検査	月額 給料月額 ^の 2/100～8/100
放射線取扱手当	保健所、生物工学研究所又は都南の園に勤務する職員	X線その他の放射線を人体に対して照射する作業又は放射線障害防止のため行う作業	月額 給料月額 ^の 12/100 又は日額230円～1,900円
環境衛生検査等業務手当	環境衛生指導員	一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設又は浄化槽の立入検査	日額 230円
社会福祉業務手当	振興局保健福祉環境部、福祉総合相談センター、児童相談所等の職員	生活保護に係る業務、更生措置等を要する者又は要保護女子等に面接して行う相談・指導業務	月額 12,800円又は日額 610円
社会福祉施設等勤務手当	都南の園、杜陵学園、盲学校、ろう学校又は養護学校に勤務する職員	入所者又は児童若しくは生徒の介助又は指導を補助する業務	日額 270円
精神保健福祉業務手当	保健福祉部障害保健福祉課、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員	精神保健関係調査業務、精神障害者の移送業務又は精神障害者の福祉に関する相談指導業務	日額 290円
有害物取扱手当	保健所、病害虫防除所、家畜保健衛生所等に勤務する職員	労働安全衛生法施行令に規定する有害物を取扱う業務	日額 290円
衛生検査業務手当	保健所、環境保健研究センター、都南の園又は北上川上流域下水道事務所に勤務する職員	病理試験、細菌試験又は化学的試験・検査	月額 給料月額 ^の 4/100～8/100 又は日額 230円
公害防止等業務手当	振興局保健福祉環境部、環境保健研究センター等に勤務する職員	公害の防止等県民生活の生活環境の保全のため実施する立入検査	日額 230円
看護師養成指導手当	高等看護学院に勤務する看護師	看護師の養成指導業務	月額 給料月額 ^の 7/100
医師手当	県立病院等に勤務する医師又は歯科医師	医療業務又は救急等の緊急業務	給料月額 ^の 20/100に270,000円の範囲内の額を加算した額
夜間看護手当	都南の園、県立病院等に勤務する看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務	1回 2,000円～6,200円
爆発物取締業務手当	総務部総合防災室等に勤務する職員又は警察職員	火薬庫の保安検査、火薬類に係る立入検査又は高圧ガス製造施設の保安検査・立入検査	日額 250円
犯則取締等手当	総務部税務課、漁業取締事務所等に勤務する職員	地方税法の規定に基づく犯則事件の調査業務、漁業関係取締業務	日額 400円～550円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	救助訓練、火災防衛訓練等における指導業務	日額 720円
職業訓練指導手当	産業技術短期大学校、高等技術専門校等に勤務する職業	職業訓練業務	月額 給料月額 ^の 7/100

	訓練指導員		
農業研修業務手当	農業大学校に勤務する職員	研修業務	月額 給料月額の2/100～7/100
種雄牛馬等取扱手当	家畜保健衛生所、農業研究センター又は農業大学校に勤務する職員	種雄牛馬等の自然交配等のため種雄牛馬等を御する作業	日額 230円
家畜保健衛生業務手当	振興局農政部若しくは農林部、家畜保健衛生所、農業研究センター等に勤務する職員	家畜保健衛生業務	月額 17,600円又は日額 830円
用地交渉等手当	振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	土地の取得等に係る交渉業務	日額 650円
高所作業手当	農林水産部森林保全課等に勤務する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う測量、調査、若しくは工事の監督の作業又は保守点検の作業	日額 200円～220円
坑内作業手当	振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	トンネルの掘削作業	日額 450円
深所作業手当	振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれらに類する工事において、水面下4メートル以上の深所で行う作業	日額 220円
災害応急作業等手当	振興局農政部、農林部、水産部、土木部等に勤務する職員	重大な災害の際に行う巡回監視業務又は災害発生箇所で行う応急作業	日額 350円～910円
道路上作業手当	振興局土木部等に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	日額 300円
刑事作業手当	警察職員	犯罪の捜査又は被疑者逮捕の作業、警ら作業、犯罪鑑識作業、死体処理作業又は留置人看守作業	月額 7,000円～11,800円又は日額 230円～4,600円
夜間特殊業務手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	1回 410円～1,100円
航空手当	回転翼航空機に搭乗する職員	回転翼航空機に搭乗して行う操縦業務、整備業務、捜索救難又は犯罪の捜査	1時間 1,900円～5,100円
多学年学級手当	教育職員	2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級で行う授業又は指導	日額 290円～350円
講師手当	県立の高等学校に勤務する教育職員	2の課程の授業に従事した場合	1時間 600円
漁ろう手当	船員	漁ろう作業	1航海 (漁獲水揚総収入－販売手数料) × (10～20) / 100 以内で任命権者が定める。
用船手当	船員	用船された船舶に乗船した場合	用船料 × (10～20) / 100 以内で任命権者が定める。
航海手当	船長、上席航海士、上席通信士、上席機関士等の職員	船舶に乗船して航海した場合	日額 370円～540円
教員特殊業務手当	教育職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務又は修学旅行等において行う引率・指	日額 900円～3,200円

		導業務	
水産教育実習指導手当	県立の高等学校に勤務する教頭、教諭、助教諭、常勤の講師又は実習助手	練習船に乗船して行う水産教育実習の指導業務	日額 1,700 円
教育業務連絡指導手当	県立の高等学校、盲学校、ろう学校又は養護学校に勤務する教諭等	教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の業務	日額 200 円
潜水手当	潜水業務に従事する職員	潜水業務	潜水深度により 1 時間当たり 300 円～1,500 円
海外事務所勤務手当	海外事務所に勤務する職員	外国に所在する機関で行う業務	国の外務公務員に準じる。ただし、在勤基本手当は 80/100、配偶者手当は扶養手当額を控除する。
診療応援手当	県立病院等に勤務する医師又は歯科医師	医師の欠員等の理由により、病院相互の間で診療のため行う応援業務	日額 55,000 円の範囲内
当直等診療業務手当	県立病院等に勤務する医師	当直勤務の時間内及び深夜における診療	1 時間 2,000 円の範囲内
早出勤務手当	県立病院等に勤務し、3 交代勤務及び特殊交代勤務である職員	早出勤務をした職員	1 回 500 円～800 円
病院業務手当	県立病院等に勤務する医療技術等職員	病院業務	月額 5,100 円～39,000 円
特殊現場業務手当	企業局職員	発電施設、工業用水供給施設の保守点検業務に従事したとき	日額 710 円～800 円
危険作業手当	企業局職員	発電所、発電所建設事務所、工業用水道事務所等で行う特に危険を伴う作業	日額 300 円～700 円
夜間特殊業務手当	企業局施設総合管理所発電課職員	正規の勤務時間による勤務の全部が深夜（午後 10 時後翌日の午前 5 時前をいう。）において行われる発電所の運転の操作及び監視の業務	日額 940 円～1,100 円
圧搾空気内作業手当	企業局職員	圧搾空気内で行う点検、検査、監督等の作業	1 時間 210 円
特殊自動車運転作業手当	振興局土木部、農業研究センター、農業大学校等に勤務する技能労務職の職員	特殊自動車の運転作業又は除雪車による除雪作業	日額 300 円～450 円

カ その他の手当

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容（主な支給単価）	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成 17 年度決算見込み）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 17 年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給されます。（月額：配偶者 13,000 円、その他の者 1 人当たり 5,000 円～11,000 円）	同じ。		2,574,786 千円	232,318 円
住居手当	賃貸住宅居住者及び自宅居住者等に支給されます。（月額：賃貸住宅居住者 27,000 円以下、自宅居住者 3,000 円）	異なる。	自宅居住者に係る手当額が国は 2,500 円ですが、他県との均衡を考慮し、本県は 3,000 円としています。	1,648,373 千円	233,712 円
通勤手当	通勤のために交通機関を利用し、又は交通用具等を使	異なる。	本県の地理的事情を考慮し、交通機関	2,071,055 千円	125,877 円

	用している職員に支給されます。(月額：交通機関利用者 65,000 円以下、交通用具等使用者 33,000 円以下)		利用者に係る積算方法及び交通用具等使用者に係る限度額が異なります。		
管理職手当 (給料の特別調整額)	管理又は監督の地位にある職員に支給されます。(月額：給料月額×25/100 以下)	同じ。		1,321,620 千円	644,692 円
産業教育手当	高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業又は工業実習の教諭及び実習助手に対して支給されます。(月額：給料月額の 8/100)	—	国に制度なし	180,665 千円	441,723 円
初任給調整手当	医師、歯科医師及び獣医師として新たに採用された職員に対して支給されます。(月額：307,900 円以下)	同じ。		54,296 千円	1,262,697 円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ず配偶者と別居することとなった職員に対して支給されます。(月額：23,000 円、交通距離により加算有り)	異なる。	本県の地理的事情を考慮して、国の 100～300 km の区分を 100 km ずつの 2 区分としています。	531,883 千円	301,009 円
特地勤務手当	生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して支給されます。(月額：給料月額及び扶養手当額の合計×18/100 以下)	異なる。	本県の地理的事情を考慮して、国と異なる支給率としています。(国：25/100 以下)	23,280 千円	103,466 円
へき地手当	生活の著しく不便な地に所在する学校等に勤務する職員に対して支給されます。(月額：給料月額及び扶養手当額の合計×18/100 以下)	—	国に制度なし	543,344 千円	400,400 円
定時制通信教育手当	定時制教育及び通信制教育に従事する教育職員に対して支給されます。(月額：給料月額×8/100 以下)	—	国に制度なし	63,472 千円	561,699 円
義務教育等教員特別手当	高等学校等に勤務する教育職員に対して支給されません。(月額：20,200 円以下)	—	国に制度なし	2,133,667 千円	170,980 円
農林漁業普及指導手当	農業、林業若しくは水産業を行う者又はこれらに従事する者に接して、農業、農村生活、林業又は水産業に関する技術及び知識を普及指導することを職務とする職員等に支給されます。(給料月額×8/100 以下)	—	国に制度なし	154,273 千円	640,136 円
寒冷地手当	11 月から翌年 3 月までの間に支給地域に居住する職員に対して支給されます。(月額：7,360 円～23,360 円)	異なる。	国では「在勤する官署」の地域に応じて支給されますが、本県では「居住する」地域に応じて支給されます。	1,447,679 千円	67,711 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務することを命ぜられたときに支給されます。(勤務 1 回：4,200 円)	同じ。		624,260 千円	—
管理職員特別勤務手当	特定管理職員等が週休日又は休日等に勤務した場合に支給されます。(勤務 1 回：12,000 円以下)	同じ。		10,914 千円	—

夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられている職員に対して支給されます。(1時間：勤務1時間当たりの給与額の25/100)	同じ。		127,679千円	—
休日勤務手当	休日に勤務することを命ぜられた職員に対して支給されます。(1時間：勤務1時間当たりの給与額の135/100)	同じ。		593,694千円	—

注 勤務実績により支給される手当については、1人当たりの平均支給額の記載を省略しています。

(10) 特別職の報酬等の状況

知事、副知事又は出納長の給料月額並びに県議会の議長、副議長及び議員の報酬月額は、次のとおりです。
また、これらの者には期末手当が支給されますが、その支給率は年間 3.35 月分です。

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

区 分		給料月額等
給料	知 事	1,240,000 円 (1,054,000 円)
	副知事	960,000 円 (864,000 円)
	出納長	810,000 円 (729,000 円)
報酬	議 長	890,000 円
	副議長	800,000 円
	議 員	770,000 円
期末手当	知 事	(平成 18 年度支給割合)
	副知事	6 月期 1.6 月分
	出納長	12 月期 1.75 月分
		計 3.35 月分
	議 長	(平成 18 年度支給割合)
	副議長	6 月期 1.6 月分
議 員	12 月期 1.75 月分	
	計 3.35 月分	
退職手当	知 事	給料月額×在職月数×0.65 により算定する額
	副知事	給料月額×在職月数×0.45 により算定する額
	出納長	給料月額×在職月数×0.30 により算定する額

注 知事、副知事及び出納長の給料は、平成 18 年 4 月 1 日現在、括弧内の額に減額しています。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失ないように考慮して、条例等で定めています。その概要は、次のとおりです。

(1) 勤務時間

勤務時間は、休憩時間を除き、1日について8時間、1週間について40時間です(日曜日及び土曜日は週休日)。

一般的な職員の勤務時間は、各任命権者の定める規程等により、午前8時30分から午後5時15分までとしています。また、交代制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い職員の勤務時間は、別に定めています。

なお、本庁及び盛岡地区の出先機関においては、始業時刻を午前9時、終業時刻を午後5時45分とする時差出勤を実施しています。

(2) 休息时间・休憩時間

一般的な職員の休息時間は、正午から午後0時15分まで及び午後3時から午後3時15分までの2回とし、休憩時間は、午後0時15分から午後1時までの45分としています。

(3) 週休日・休日

週休日とは、原則として毎週日曜日及び土曜日を、また、休日とは祝日法による休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日)及び年末年始の休日(12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。))をいいます。

なお、公務の運営上の事情により、特別の形態によって勤務する必要のある職員については、週休日を別に定めています。

(4) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず、毎年付与される年次休暇と、特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、無給休暇として、介護休暇等があります。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等の事由を24項目設けています。

(5) 育児休業

育児休業は、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もって職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的として設けた制度です。

平成14年度には対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げています。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限制度の概要及び処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、その適正かつ能率的な運営を図ろうとする趣旨から整備されています。

任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することができるのは、①勤務実績が良くない場合、②心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合、③学校、研究所、病院その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる事項の調査、研究又は指導に従事する場合等とされています。

平成 17 年度における分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	合計
勤務実績がよくない場合		4	0		4
心身の故障の場合		0	0	232	232
職に必要な適格性を欠く場合		0	0		0
職制、定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合		0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合				2	2
学校、研究所等において調査、研究等に従事する場合				0	0
災害により生死不明又は所在不明となった場合				0	0
合計		4	0	234	238

注 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、その数を重複して計上しています。

(2) 懲戒制度の概要及び処分の状況

任命権者は、①地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができるとされています。

平成 17 年度における懲戒処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正 (給与不正領得等)		0	0	0	0	0
一般服務違反関係 (欠勤、勤務態度不良等)		7	3	0	1	11
一般非行関係 (傷害、異性関係非行等)		3	3	5	0	11
収賄等関係 (収賄、横領等)		0	0	0	0	0
道路交通法違反		35	2	5	2	44
監督責任		4	0	0	0	4
合計		49	8	10	3	70

5 職員のサービスの状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法や教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）によって、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、民間企業の勤労者とは異なるサービス上の強い制約が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、4(2)のとおりです。

また、市町村立学校に勤務する教職員（県費負担教職員）については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）により、市町村教育委員会がそのサービスを監督すると定められています。

本県においては、職員の職務に係る倫理の保持に関する条例（平成 13 年岩手県条例第 13 号）を制定し、職員が常に認識しておかなければならない基本的な心構えや職員が遵守すべき倫理行動基準を規定するとともに、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与の禁止及び制限等に関して規定しています。

なお、平成 16 年 7 月から、各所属にコンプライアンス推進員を置くとともに、所属長が月に 1 度は職員に対してコンプライアンスに関する訓示を行うなど、コンプライアンス推進体制の構築に向けた取組みを行っています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

職員の研修は、職員の能力開発による組織力の発揮を目的に、任命権者において組織的かつ計画的に行われています。

なお、教育公務員については、教育公務員特例法において、絶えず研究と修養に努めなければならないことが規定されており、より豊富な研修の機会が設けられています。

平成 17 年度に行われた主な研修には、次のようなものがあります。

I種	一般行政 A	人	人	人	人	%	倍	人	人	倍
	一般行政 B	6	610	472	44	77.4	10.7	41	10	47.2
	社会福祉	1	123	109	20	88.6	5.5	17	4	27.3
	心理	2	58	48	11	82.8	4.4	11	3	16.0
	農学	1	33	26	8	78.8	3.3	7	2	13.0
	畜産	1	61	53	10	86.9	5.3	10	3	17.7
	林学	1	17	16	5	94.1	3.2	4	2	8.0
	水産	1	22	19	5	86.4	3.8	4	2	9.5
	総合土木	1	14	11	5	78.6	2.2	5	2	5.5
	総合化学	1	71	57	10	80.3	5.7	9	3	19.0
計(10職種)	1	47	39	5	83.0	7.8	5	2	19.5	
II種	一般事務	2	1,056	850	123	80.5	6.9	113	33	25.8
	栄養	2	448	365	18	81.5	20.3	16	3	121.7
	計(2職種)	5	73	62	15	84.9	4.1	15	6	10.3
III種	一般事務	7	521	427	33	82.0	12.9	31	9	47.4
	警察事務	2	165	149	12	90.3	12.4	12	4	37.3
	計(2職種)	6	142	125	25	88.0	5.0	24	8	15.6
警察官	警察官 A (男性)	8	307	274	37	89.3	7.4	36	12	22.8
	警察官 A (女性)	36	549	468	161	85.2	2.9	132	50	9.4
	警察官 B (男性)	4	137	109	23	79.6	4.7	19	6	18.2
	警察官 B (女性)	20	616	543	113	88.1	4.8	106	28	19.4
	警察官 B (女性)	4	133	116	23	87.2	5.0	21	6	19.3
	計(4職種)	64	1,435	1,236	320	86.1	3.9	278	90	13.7
合計(18職種)	95	3,319	2,787	513	84.0	5.4	458	144	19.4	

注1 採用予定者数は、各試験における最終合格者名簿確定時点の数です。

2 受験者数は、途中棄権者を含む数です。

3 警察官の数は、本県を第一志望とする者の数です。括弧内の数は、共同試験実施に係る他都県を第一志望とする者の数です。

(2) 選考試験の実施状況

ア 身体障害者を対象とした選考試験

採用予定数	第1次試験					第2次試験		最終倍率 B/D
	申込者数 A	受験者数 B	合格者数 C	受験率 B/A×100	倍率 B/C	受験者数	合格者数D (採用者数)	
3人	12人	12人	5人	100.0%	2.4倍	5人	3(2)人	4.0倍

イ 警察官(武道指導)採用選考試験

採用予定数	第1次試験					第2次試験		最終倍率 B/D
	申込者数 A	受験者数 B	合格者数 C	受験率 B/A×100	倍率 B/C	受験者数	合格者数D (採用者数)	
4人	22人	18人	16人	81.8%	1.1倍	16人	4(4)人	4.5倍

ウ 行政職(考古学専門職員)採用選考試験

採用予定数	第1次試験					第2次試験		最終倍率 B/D
	申込者数 A	受験者数 B	合格者数 C	受験率 B/A×100	倍率 B/C	受験者数	合格者数D (採用者数)	
1人	62人	56人	6人	90.3%	9.3倍	6人	1(1)人	56倍

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

岩手県人事委員会は、平成17年10月3日、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行いました。

その概要は、次のとおりです。

(1) 報告の概要

ア 職員の給与を決定する基礎的諸条件の調査研究

職員(一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)、市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号)、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成12年岩手県条例第62号)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年岩手県条例第56号)の適用を受ける職員をいいます。)の給与についてその実態を把握するとともに、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業所における従業員の給与並びに物価及び生計

費等職員の給与を決定するために必要な基礎的諸条件について調査研究を行いました。

イ 民間との給与比較

職員の給与が県内民間従業員の給与を上回っている状況（逆較差）にあります。

公民比較給与		較差 A-B	
民間 A	職員 B	較差額	較差率
366,209 円	379,762 円 (380,609 円)	△13,553 円 (△14,400 円)	△3.57% (△3.78%)

注 括弧内は、アに記載する条例の附則による減額前の額です。

ウ 物価及び生計費

(ア) 物価

平成 17 年 4 月における消費者物価指数は、平成 16 年 4 月に比べ盛岡市では 0.6%上回り、全国では昨年と同水準となっています。

(イ) 生計費

平成 17 年 4 月における盛岡市の標準生計費は、次のとおりとなりました。

世帯人員	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
月額	121,700 円	163,590 円	193,530 円	223,490 円	253,440 円

エ 本県と国及び東北他県との給与比較

(ア) 国家公務員との比較

平成 16 年 4 月における本県の行政職給料表適用職員の給与水準は、国家公務員の給与を 100 とすると 98.2 となっています。

なお、本県職員においては、平成 16 年 1 月から平成 17 年 3 月まで、職員の職位に応じ 1.8%～5.8%の給料の減額措置が行われていました。

(イ) 東北他県の職員との比較

平成 17 年 4 月における本県の行政職給料表適用職員の給与水準を 100 とした場合、東北他県の職員の指数の平均は 99.5 となっています。

オ 人事院の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、平成 17 年 8 月 15 日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与について報告を行うとともに、平成 17 年 4 月における官民給与を比較した結果、民間の給与が国家公務員の給与を 0.36%下回っていることが明らかとなったことから、国家公務員の給与を民間の給与に均衡させるため、給料表の減額改定を行うよう勧告を行いました。また、初任給調整手当の引下げ、扶養手当に係る配偶者の手当額の引下げ、勤勉手当等の引下げ等を勧告するとともに、12 月期の期末手当等について、官民給与を均衡させるための調整措置を講じた上で実施することとしました。

さらに、国家公務員の基本給（俸給）は、民間の全国平均の水準を基礎に定められているため、民間賃金が全国平均よりも低い地域では、公務員の給与が地場企業の賃金より高くなっていることから、地域ごとの民間賃金水準の格差を踏まえ、全国共通に適用される俸給表の水準を平均 4.8%引き下げ、一方で、民間賃金が高い地域には、3%から最大 18%（現行調整手当は最大 12%）までの地域手当を支給するよう勧告を行いました。また、現行の普通昇給では、ほとんどの職員が 1 年に 1 号俸昇給していることに加え、特別昇給についても、持ち回りの運用になりがちであるため、昇給への勤務実績の反映が十分行われているとは言い難い状況となっていることから、現行の俸給表の号俸を 4 分割することにより、弾力的な昇給幅を確保した上で、普通昇給と特別昇給を勤務実績の評価に基づく昇給に統合し、勤務実績を適切に反映できるように整備を図ることとしました。

以上のほか、スタッフ職職員の適切な給与処遇が行えるよう専門スタッフ職俸給表を新設すること、俸給の特別調整額（管理職手当）の職務・職責に応じた定額化すること、本府省における職務の特殊性・困難性、人材確保の必要性に配慮した本府省手当を新設することについて、平成 22 年度までの間に順次実施することを報告するとともに、公務員人事管理について報告を行っています。

カ むすび

(ア) 給与勧告の考え方

職員の給与は、地方公務員法において社会一般の情勢に適応するよう、随時、適当な措置が講じられなければならないものとされており、人事委員会の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置としての機能を十分に踏まえながら、県民の支持と理解の得られる、適正な給与を確保するものでなければなりません。

このような考えの下に、岩手県人事委員会は、法に定める給与決定の諸原則に従い、県内民間従業員の給与とともに、国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、勧告を行ってきたところです。

平成 17 年 4 月における給料の特別調整額の減額後の公民較差は△3.57%であり、県内における公民均衡の観点からは、その較差を調整すべきとの考えもありますが、次に述べるいわゆる給与構造の改革との関連、国家公務員の給与制度との均衡、連年にわたる職員給与のマイナス改定等を踏まえた職員の士気への配慮、さらには、他県の動向を含め給与決定の諸事情を総合的に勘案し、平成 17 年の職員給与のうち、給料表並びに初任給調整手当、扶養手当、期末手当及び勤勉手当について、人事院勧告に準じて改定する必要があると判断しました。

なお、年間給与の調整措置についても、人事院勧告に準じて、12 月期の期末手当において調整を行う必要があると考えます。

また、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)については、行政職給料表との均衡及び他の都道府県における教育職給料表の改定の動向等を考慮して改定する必要があると考えます。

交通用具使用者に係る通勤手当については、実費弁償的な手当としての性格上、昨今のガソリン単価の高騰等を考慮して改定する必要があると考えます。

次に、人事院が勧告している給与構造の改革との関係についてですが、この改革は、現在の給与制度が確立して以来、

最も大きな改革であり、また、職員の勤務条件の根幹を為す給与制度の大きな転換となるものであることから、岩手県人事委員会としてこれまで、諸情勢の分析等に努めながら、慎重な検討を進めてきたところであります。

その結果、給料表水準の平均 4.8%の引下げを含む給料表構造の見直し、調整手当に替わる地域手当の新設、枠外昇給制度の廃止、勤務実績をよりの確に反映し得る昇給制度への整備、55 歳昇給停止措置に替わる 55 歳昇給抑制措置の導入及びボーナスへの勤務実績の反映の拡大などの給与構造の改革についても、県内民間従業員の給与並びに国及び他の都道府県の職員の給与その他の諸事情を総合的に勘案し、人事院勧告に準じた措置を講ずる必要があると判断しました。

なお、実績反映を一層進めるための昇給制度、勤勉手当制度の見直しに当たっては、客観的な事実の把握に基づく勤務成績の判定が適切になされるよう、岩手県人事委員会としても、判定の尺度の例示や判定基準を示すこととしたいと考えています。

教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)についても、平成 17 年の給料表の改定と同様に、行政職給料表との均衡等を考慮して改定する必要があると考えます。

また、号給構成については、人事院勧告の趣旨をも踏まえ、岩手県における最高号給を超える者の在職実態を踏まえた措置を講ずることが必要と考えます。

なお、この給与構造改革を円滑に導入する観点から、人事院勧告に準じた所要の経過措置が必要と判断しました。

(イ) 職員給与の適正化の推進

地方公務員給与のあり方に関し、国民からの疑念や批判があることについては、岩手県人事委員会としても極めて憂慮すべき事態にあると認識しており、この機会に他団体における不適切な事例等をも他山の石として、岩手県職員給与に対する県民の理解が深まる方途を一層講じられるよう望むものです。

任命権者におかれてはこれまで、退職時特別昇給の廃止や特殊勤務手当の全面的な見直し等に鋭意取り組まれてきており、これまでの努力に対しては、敬意を表するものです。

しかしながら、一方、いわゆる「わたり」が未だに存在するなど、今日的な視点では、県民理解を得ることが困難と思われる制度及び運用が一部に認められるところです。

「わたり」の導入等に関しては、職員の士気の高揚や他県との均衡等諸般の事情を勘案し、岩手県人事委員会としても容認してきたものですが、給与構造の改革に取り組むこの時期に当たり、任命権者におかれては、「わたり」の廃止、縮減を含めた給与制度、運用の適正化について、任命権者間及び職員団体との協議を含めたなお一層の取組みを進められるよう望むものです。

(ウ) 職業生活と家庭・地域生活の両立支援策等

職員の労働時間の短縮については、これまでも付言してきたところですが、職員の心身の健康管理や職業生活と家庭・地域生活との両立、さらには、公務能率の維持・向上という観点からも重要であり、各任命権者における多様な取組みが行われ、超過勤務の縮減等に着実な成果を挙げてきています。今後においても、管理者のリーダーシップと職員との相互理解の下に、年次休暇等の休暇の取得促進や超過勤務時間の縮減等の取組みが一層進められるよう期待するものです。

岩手県人事委員会としても、国の動向等を注視しながら、育児・介護のための短時間勤務制の導入等を含め、職業生活と家庭生活の両立支援策について、引き続き研究、検討を進めたいと考えます。

(エ) 要請

地方公務員法に定める職員の給与決定の根本基準、給与勧告制度の意義や役割を十分に理解され、この勧告を実施されるよう要請します。

(2) 勧告

職員の給与について、次の措置を講ずるよう勧告を行いました。

ア 改定の内容

(ア) 平成 17 年の給与改定のための関係条例の改正

a 一般職の職員の給与に関する条例の改正及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表を人事院の勧告に準じて改定すること。

(b) 初任給調整手当

医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度について、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(c) 扶養手当

配偶者に係る手当の月額について、人事院勧告の内容に準じて改定すること。

(d) 通勤手当

交通用具使用者に係る通勤手当について、支給月額の限度を 35,000 円とすること。

(e) 勤勉手当

① 平成 17 年度の支給割合

人事院勧告の内容に準じて改定すること。

② 平成 18 年度以降の支給割合

人事院勧告の内容に準じて改定すること。

b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(a) 給料表

現行の給料表を人事院の勧告に準じて改定すること。

(b) 期末手当

人事院勧告の内容に準じて改定すること。

- c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
 - (a) 給料表
 - 現行の給料表を人事院の勧告に準じて改定すること。
 - (b) 特定任期付職員の期末手当
 - 人事院勧告の内容に準じて改定すること。
- (イ) 給与構造の改革のための関係条例の改正
 - a 一般職の職員の給与に関する条例及び市町村立学校職員の給与等に関する条例の改正
 - (a) 給料表
 - (ア) a(a)による改定後の給料表を人事院の勧告に準じて改定すること。
 - 新給料表への切替えは、人事院の勧告に準じた切替えをすること。
 - (b) 昇給制度
 - 昇給制度について、次のように改めること。
 - ① 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績等に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。
 - ② ①の場合における昇給の号給数は、人事院勧告の内容に準じたものとする。
 - ③ 職員は、その属する職務の級における最高の号給を超えて昇給しないものとする。
 - (c) 地域手当
 - 一般職の職員の給与に関する条例第28条の2及び第28条の3並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例第23条の2の規定による調整手当を地域手当に改め、支給対象職員及び手当の月額等については、人事院勧告の内容に準じたものとする。ただし、医師及び歯科医師に係る特例以外の地域手当の特例については、導入しないものとする。
 - b 一般職の職員の給料の調整額に関する条例及び市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の改正
 - 国の措置に準じて改定すること。
 - c 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正
 - (ア) b(a)による改定後の給料表を人事院の勧告に準じて改定すること。
 - d 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正
 - (ア) c(a)による改定後の給料表を人事院の勧告に準じて改定すること。

イ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。ただし、ア(ア) a(e)②、ア(イ)及びイ(ウ) a から c までについては、平成18年4月1日から実施すること。

(イ) 平成17年12月期の期末手当の特例措置

平成17年12月期の期末手当について、a及びbに掲げる給与の額を基礎として、人事院勧告の内容に準じた調整措置を講ずること。

- a 平成17年4月1日(その日の翌日以後に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日)において職員が受けるべき給料、給料の特別調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特地勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、へき地手当(これに準ずる手当を含む。)及び教職調整額の月額の合計額
- b 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額

(ウ) 経過措置

- a 差額の支給
 - (a) ア(イ)による改定後の給料表の適用の日(以下「切替日」という。)における給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しない職員に対しては、人事院勧告の内容に準じて差額に相当する額を支給すること。切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情を考慮して上記の差額に相当する額の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員についても、これに準じて差額に相当する額を支給すること。
 - (b) (a)の差額に相当する額は、一般職の職員の給与に関する条例、一般職の職員の給料の調整額に関する条例、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例、市町村立学校職員の給与等に関する条例及び市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の規定の適用については、これらの条例に規定する給料に含まれるものとする。
- b 昇給に関する特例措置
 - 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間におけるア(イ) a(b)の昇給については、人事院勧告の内容に準じた措置を講ずること。
- c 地域手当の支給割合の特例措置
 - 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における地域手当の支給割合については、人事院勧告の内容に準じた措置を講ずること。
- d その他所要の経過措置
 - a から c までに掲げるもののほか、この改定に伴い、人事院勧告の内容に準じて所要の経過措置を講ずること。

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位：件)

内容	受理件数	前年度からの繰越件数	判定件数	取下げ・打切り件数	次年度繰越件数
教員研修受講に係る特免要求事案	—	6,219	—	—	6,219

平成15年12月支給の勤勉手当に係る減額措置の取消し及び減額分の追加支給要求事案	—	1	1	—	—
職務能力向上プログラム適用の取消等要求事案	1	—	—	1	—

4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

(単位：件)

内 容	受理件数	前年度からの繰越件数	判定件数	取下げ・打切り件数	次年度繰越件数
大量争議関係事案	—	21,070	—	11	21,059
懲戒戒告処分修正請求事案	1	—	1	—	—